

東京2020オリンピック聖火リレー青森県実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、東京2020オリンピック聖火リレー青森県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、東京オリンピック競技大会の聖火リレー（以下「オリンピック聖火リレー」という。）について、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）に協力して、青森県内におけるオリンピック聖火リレーを実施することを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 青森県内におけるオリンピック聖火リレーの準備に関すること。
- (2) 青森県内におけるオリンピック聖火リレーの実施に関すること。
- (3) その他、青森県内におけるオリンピック聖火リレーの実施に必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 実行委員会は、青森県、青森県教育委員会、青森県警察本部、青森県市長会、青森県町村会、青森県消防長会、公益財団法人青森県体育協会、一般財団法人青森県身体障害者福祉協会等の代表者等をもって構成する。

2 委員は、必要に応じて追加等の変更を行うことができるものとし、会長が委嘱する。

(役員を選任)

第5条 実行委員会に、会長を1名置くものとし、青森県副知事をもって充てる。

(役員職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、業務を総括する。

(会議)

第7条 実行委員会の会議として総会を置く。総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が召集する。
- 3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 会長が必要と認めるときは、議事に関係又は専門的知識を有する者等を本総会に出席させ、その意見を徴することができる。
- 5 総会は、委員の過半数の出席が無ければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席することができない委員は、あらかじめ通知された決議事項について、代理

人に権限を委任し、又は書面により議決権を行使することができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わったものを含む。）の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（任期）

第8条 委員の任期は、委嘱の日から実行委員会が解散する日までとする。

ただし、特別な事情があるときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、役員及び委員が就任時に属する関係機関・団体等の役職を離れた場合においては、その役員及び委員は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

（報酬）

第9条 役員及び委員の報酬は、無報酬とする。

（ルールの厳守）

第10条 実行委員会及び委員は、第3条に定める事業を行うにあたり、国際オリンピック委員会（IOC）や組織委員会が別途定めるガイドラインなどのオリンピック聖火リレーに関するルールを遵守するものとする。

（守秘義務）

第11条 委員は、任期中及び任期後において、委員として知り得た秘密情報（本委員会に関する資料の内容のほか、本総会における議事内容等を含むが、これらに限られない。）について、その秘密を保持しなければならないが、実行委員会及び組織委員会から事前に書面による承諾を得た場合を除き、第三者に対して開示又は漏洩してはならないものとする。

（議事及び資料の公開）

第12条 総会の議事の内容及び資料は非公開とする。

（専決処分）

第13条 会長は、総会を招集するいとまがないと認める緊急な事項について、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告しなければならない。

（事務局）

第14条 実行委員会の事務局は、青森県企画政策部内に置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて事務局の事務を掌理する。

4 その他事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第15条 実行委員会は第2条の目的を達したときは、解散する。

(補則)

第16条 実行委員会の運営に関して必要な事項は、本規約に定めるもののほか、会長が定める。

附 則

本規約は、実行委員会の設立の日から施行し、オリンピック聖火リレーに関する一切の業務を完了したときをもって廃止する。